官　報

国家試験

税理士試験公告

令和８年度（第76回）税理士試験に係る再試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月28日　　国税審議会会長　佐藤　英明

税理士試験の再試験は、次の要領で行う。

一　試験日時及び試験科目

令和８年11月１日（日）

午前９時から同11時まで	簿記論
午後０時30分から同２時30分まで	財務諸表論
午後３時30分から同５時30分まで	消費税法又は酒税法

令和８年11月２日（月）

午前９時から同11時まで	法人税法
正午から午後２時まで	相続税法
午後３時から同５時まで	所得税法

令和８年11月３日（火）

午前９時から同11時まで	国税徴収法
正午から午後２時まで	固定資産税
午後３時から同５時まで	住民税又は事業税

㈱　１　解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年４月３日（金）現在施行のものとする。

２　試験科目のうち住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものである。

二　試験実施地

熊本県

三　受験対象者

令和８年度（第76回）税理士試験において熊本県を受験地とした者

四　合格者の発表

１　発表予定日　令和８年12月25日（金）

２　発表の方法　税理士試験に合格した者について、発表予定日に受験地及び受験番号を官報及び国税庁ホームページに掲載する。

また、税理士試験に一部科目合格した者について、発表予定日に受験地及び受験番号を国税庁ホームページに掲載する。

五　その他

再試験実施日に災害その他やむを得ない事由により再試験を実施することができない場合には、再度の試験は実施しない。

第112回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第112回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年８月28日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志

１　試験期日　令和９年２月20日（土曜日）及び同月21日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県

３　試験科目

必須問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

一般問題試験

薬学理論問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理

薬学実践問題試験

物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

４　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　薬剤師法第15条第１号の規定に基づく受験資格　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものに限る。）（以下「６年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　薬剤師法第15条第２号の規定に基づく受験資格　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年４月１日以降に、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

⑶　薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第２条及び第３条の規定に基づく受験資格

ア　改正法の施行日（平成18年４月１日。以下「施行日」という。）において、改正法による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条第１号に該当する者

イ　施行日において、旧薬剤師法第15条第２号に該当する者

ウ　施行日前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第１号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第２項に規定するものを除く。）（以下「４年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者を除く。）

エ　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、薬剤師法の一部を改正する法律附則第３条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）第１条の規定に基づき、改正法による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第15条第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第５号）様式第７により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。